



宮 崎 県 公 報

平成29年3月13日(月曜日) 第 2877 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(“) 1
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(4件)……………(“) 2

頁

- 土砂災害警戒区域の指定(3件)……………(砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定(3件)……………(“) 6
- 歳入の徴収又は収納の事務の委託……………(教育庁) 10

訓 令

- 宮崎県職員倫理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) 10

公 告

- 基本測量終了の通知……………(管理課) 11
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 11

告 示

宮崎県告示第 177号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200408	プロスペール	都城市志比田町53-24-1	株式会社りっしん	都城市前田町9街区11号	平成29年3月10日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 178号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字笹ノ原6631-5
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字笹ノ原6631-5(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 179号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。
平成10年4月21日農林水産省告示第 623号、平成10年8月25日農林水産省告示第1303号、平成10年9月17日農林水産省告示第1472号、平成11年3月9日農林水産省告示第 415号、平成11年3月9日農林水産省告示第 433号、平成11年11月2日農林水産省告示第1470号、平成12年1月12日農林水産省告示第30号、平成12年7

月25日農林水産省告示第1045号、平成13年3月15日農林水産省告示第 364号、平成13年6月20日農林水産省告示第 802号、平成13年7月31日農林水産省告示第 995号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年3月13日から平成29年3月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市大字鏡洲字塩鶴3394番1地先から同市同大字同字3374番1地先まで	旧	6.7～33.1	180.0
				新	23.8～62.8	180.0

宮崎県告示第 181号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年3月13日から平成29年3月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字本郷南方字辻原3876番5地先から同市同大字同字3869番3地先まで	旧	10.9～18.0	46.1
				新	19.0～28.3	46.1

宮崎県告示第 182号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月13日から平成29年3月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市大字鏡洲字塩鶴3394番1地先から同市同大字同字3374番1地先まで	平成29年3月13日

宮崎県告示第 183号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月13日から平成29年3月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	延岡市中川原町5丁目5383番1から同市同町5丁目9番1地先まで	平成29年3月13日

宮崎県告示第 184号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月13日から平成29年3月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字本郷南方字辻原3876番5地先から同市同大字同字3869番	平成29年3月13日

3 地先まで

宮崎県告示第 185号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月13日から平成29年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
405	県道	西麓小 林線	西諸県郡高 原町大字西 麓字上大迫 408番 4 か ら同郡同町 同大字字一 里山 459番 9 地先まで	平成29年 3 月13日

宮崎県告示第 186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	妙見町（1）	10- 203- 1 - 008	土 石 流
	妙見谷川	10- 203- 1 - 009	土 石 流
	土々呂町（1）	10- 203- 1 - 010	土 石 流
	下伊形町（1）	10- 203- 1 - 011	土 石 流
	左よぼさき谷川	10- 203- 1 - 012	土 石 流
	右よぼさき谷川	10- 203- 1 - 013	土 石 流
	和田谷川	10- 203- 1 - 014	土 石 流

井替上沢	10- 203- 1 - 020	土 石 流
伊形の谷川	10- 203- 1 - 021	土 石 流
上伊形町（4）	10- 203- 1 - 022	土 石 流
田丁谷川	10- 203- 1 - 023	土 石 流
中伊形谷川	10- 203- 1 - 024	土 石 流
妙見町（2）	10- 203- 2 - 003	土 石 流
上伊形町（3）	10- 203- 2 - 008	土 石 流
井替沢川	10- 203- 2 - 009	土 石 流
井替沢之川	10- 203- 2 - 010	土 石 流
伊形の谷沢	10- 203- 2 - 011	土 石 流
左伊形谷川	10- 203- 2 - 012	土 石 流
右伊形谷川	10- 203- 2 - 013	土 石 流
右伊形谷川 -新①	10- 203- 2 - 013 -新①	土 石 流
石 田	I - 1 - 1450	急傾斜地の崩壊
土々呂第 1	I - 1 - 1454	急傾斜地の崩壊
土々呂第 2	I - 1 - 1455	急傾斜地の崩壊
櫛津第 1	I - 1 - 1456	急傾斜地の崩壊
櫛津第 2	I - 1 - 1457	急傾斜地の崩壊
櫛津第 2 - 新①	I - 1 - 1457 - 新①	急傾斜地の崩壊
妙見第 1	I - 1 - 1458	急傾斜地の崩壊
櫛津第 3	I - 1 - 1474	急傾斜地の崩壊
櫛津第 4	I - 1 - 1475	急傾斜地の崩壊
上伊形第 2	I - 1 - 2196	急傾斜地の崩壊
石田第 2	I - 1 - 2198	急傾斜地の崩壊

榑津第 5	I - 1 - 3556	急傾斜地の崩壊	榑津第 8	II - 1 - 7366	急傾斜地の崩壊
榑津第 5 - 新①	I - 1 - 3556 - 新①	急傾斜地の崩壊	石田第 5	II - 1 - 7507	急傾斜地の崩壊
石田第 3	I - 1 - 3612	急傾斜地の崩壊	石田第 7	II - 1 - 7509	急傾斜地の崩壊
上伊形第 3	I - 1 - 3616	急傾斜地の崩壊	石田第 8	II - 1 - 7510	急傾斜地の崩壊
上伊形第 3 - 新①	I - 1 - 3616 - 新①	急傾斜地の崩壊	石田第 9	II - 1 - 7511	急傾斜地の崩壊
上伊形第 3 - 新②	I - 1 - 3616 - 新②	急傾斜地の崩壊	西ノ迫	II - 1 - 7514	急傾斜地の崩壊
土々呂第 4	I - 1 - 3622	急傾斜地の崩壊	石田第 13	II - 1 - 7516	急傾斜地の崩壊
榑津第 6	I - 1 - 3624	急傾斜地の崩壊	石田第 13 - 新①	II - 1 - 7516 - 新①	急傾斜地の崩壊
榑津第 7	I - 1 - 3640	急傾斜地の崩壊	石田第 14	II - 1 - 7517	急傾斜地の崩壊
上伊形第 4	I - 1 - 3646	急傾斜地の崩壊	上伊形第 5	II - 1 - 7520	急傾斜地の崩壊
土々呂第 6	I - 2 - 0239	急傾斜地の崩壊	上伊形第 5 - 新①	II - 1 - 7520 - 新①	急傾斜地の崩壊
霧島台	I - 2 - 0240	急傾斜地の崩壊	上伊形第 7	II - 1 - 7522	急傾斜地の崩壊
霧島台 - 新①	I - 2 - 0240 - 新①	急傾斜地の崩壊	上伊形第 8	II - 1 - 7523	急傾斜地の崩壊
榑津第 10	I - 2 - 0242	急傾斜地の崩壊	上伊形第 9	II - 1 - 7524	急傾斜地の崩壊
榑津第 10 - 新①	I - 2 - 0242 - 新①	急傾斜地の崩壊	上伊形第 10	II - 1 - 7525	急傾斜地の崩壊
榑津第 10 - 新②	I - 2 - 0242 - 新②	急傾斜地の崩壊	上伊形第 11	II - 1 - 7526	急傾斜地の崩壊
榑津第 11	I - 2 - 0243	急傾斜地の崩壊	上伊形第 12	II - 1 - 7527	急傾斜地の崩壊
妙見第 5	I - 2 - 0244	急傾斜地の崩壊	上伊形第 12 - 新①	II - 1 - 7527 - 新①	急傾斜地の崩壊
土々呂第 7	I - 2 - 0248	急傾斜地の崩壊	上伊形第 13	II - 1 - 7528	急傾斜地の崩壊
土々呂第 7 - 新①	I - 2 - 0248 - 新①	急傾斜地の崩壊	土々呂第 8	II - 1 - 7536	急傾斜地の崩壊
妙見第 6	I - 2 - 0249	急傾斜地の崩壊	土々呂第 9	II - 1 - 7537	急傾斜地の崩壊
妙見第 6 - 新①	I - 2 - 0249 - 新①	急傾斜地の崩壊	土々呂第 10	II - 1 - 7538	急傾斜地の崩壊
妙見第 6 - 新②	I - 2 - 0249 - 新②	急傾斜地の崩壊	妙見第 7	II - 1 - 7540	急傾斜地の崩壊
			妙見第 8	II - 1 - 7541	急傾斜地の崩壊
			榑津第 12	II - 2 - 0412	急傾斜地の崩壊

櫛津第12-新①	Ⅱ-2-0412-新①	急傾斜地の崩壊
上伊形町-1	Ⅲ-1-9618	急傾斜地の崩壊
土々呂町	Ⅲ-1-9622	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	中野谷川	09-206-1-015	土 石 流
	中野谷川-新①	09-206-1-015-新①	土 石 流
	新財市谷川-新①	09-206-1-017-新①	土 石 流
	古市が原谷川2	09-206-1-029	土 石 流
	本谷谷川9	09-206-1-035	土 石 流
	本谷谷川1	09-206-1-036	土 石 流
	本谷谷川2	09-206-1-037	土 石 流
	富高谷川6	09-206-3-022	土 石 流
	山口谷川2	09-206-3-029	土 石 流
	中山崎	I-1-1126	急傾斜地の崩壊
	平尾①	I-1-1143	急傾斜地の崩壊
	岩崎-1	I-1-3440	急傾斜地の崩壊
	本谷⑥-新①	Ⅱ-1-6385-新①	急傾斜地の崩壊

本谷⑥-新②	Ⅱ-1-6385-新②	急傾斜地の崩壊
新財市	Ⅱ-1-6402	急傾斜地の崩壊
新財市-新①	Ⅱ-1-6402-新①	急傾斜地の崩壊
新財市-新②	Ⅱ-1-6402-新②	急傾斜地の崩壊
新財市-新③	Ⅱ-1-6402-新③	急傾斜地の崩壊
広見	Ⅱ-1-6403	急傾斜地の崩壊
曙-2	Ⅱ-1-6434	急傾斜地の崩壊
岡-1	Ⅱ-1-6442	急傾斜地の崩壊
岡-2	Ⅱ-1-6443	急傾斜地の崩壊
山口-新①	Ⅲ-1-9590-新①	急傾斜地の崩壊
山口-新②	Ⅲ-1-9590-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
串間市	脇田谷川	03-207-1-003	土 石 流
	笠祇谷川	03-207-1-004	土 石 流
	脇田小谷川	03-207-1-005	土 石 流
	無門谷川	03-207-1-006	土 石 流
	古竹谷川	03-207-1-007	土 石 流
	下田口谷川1	03-207-1-008	土 石 流

二田里谷川 2	03-207-1-010	土 石 流	城山-1	I-2-0215	急傾斜地の崩壊
二田里谷川 1	03-207-1-011	土 石 流	下田口-1	I-2-0216	急傾斜地の崩壊
八ヶ谷川2	03-207-1-068	土 石 流	上田口1	II-1-0441	急傾斜地の崩壊
八ヶ谷川1	03-207-1-069	土 石 流	岩井田2	II-1-4635	急傾斜地の崩壊
門前谷川	03-207-1-070	土 石 流	霧島-2	II-1-4727	急傾斜地の崩壊
黒土田谷川	03-207-2-003	土 石 流	上田口4	II-1-4728	急傾斜地の崩壊
岩井田谷川	03-207-2-004	土 石 流	岩井田-1	II-1-4730	急傾斜地の崩壊
雨ノ谷川2	03-207-2-005	土 石 流	笠 祇 5	II-1-4740	急傾斜地の崩壊
雨ノ谷川1	03-207-2-006	土 石 流	古 竹 1	II-1-4741	急傾斜地の崩壊
上田口谷川	03-207-2-007	土 石 流	上大矢取- 1	II-1-4751	急傾斜地の崩壊
下田口谷川 2	03-207-2-008	土 石 流	上大矢取- 2	II-1-4752	急傾斜地の崩壊
松頭谷川	03-207-2-010	土 石 流	上大矢取- 3	II-1-4753	急傾斜地の崩壊
上矢取谷川	03-207-2-011	土 石 流	八ヶ谷-1	II-1-4787	急傾斜地の崩壊
上田口2	I-1-0442	急傾斜地の崩壊	八ヶ谷-2	II-1-4788	急傾斜地の崩壊
岩井田1	I-1-0443	急傾斜地の崩壊	八ヶ谷-3	II-1-4789	急傾斜地の崩壊
古 竹	I-1-0454	急傾斜地の崩壊	霧島-3	II-2-0332	急傾斜地の崩壊
笠 祇 1	I-1-0455	急傾斜地の崩壊	上大矢取- 4	II-2-0338	急傾斜地の崩壊
笠 祇 2	I-1-0456	急傾斜地の崩壊	天神-1	III-1-9334	急傾斜地の崩壊
下田口2	I-1-2066	急傾斜地の崩壊	城山-2	III-1-9335	急傾斜地の崩壊
下 田 口	I-1-3139	急傾斜地の崩壊			
霧 島 1	I-1-3156	急傾斜地の崩壊			
上田口3	I-1-3157	急傾斜地の崩壊			
上 石 波	I-1-3163	急傾斜地の崩壊			
本西方-1	I-1-3164	急傾斜地の崩壊			
前 畑	I-2-0030	急傾斜地の崩壊			
霧 島	I-2-0033	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
延 岡 市	妙見町 (1)	10-203-1-008	土 石 流	櫛津第2-新①	I-1-1457-新①	急傾斜地の崩壊
	妙見谷川	10-203-1-009	土 石 流	妙見第1	I-1-1458	急傾斜地の崩壊
	土々呂町 (1)	10-203-1-010	土 石 流	櫛津第3	I-1-1474	急傾斜地の崩壊
	下伊形町 (1)	10-203-1-011	土 石 流	櫛津第4	I-1-1475	急傾斜地の崩壊
	左よぼさき谷川	10-203-1-012	土 石 流	上伊形第2	I-1-2196	急傾斜地の崩壊
	右よぼさき谷川	10-203-1-013	土 石 流	石田第2	I-1-2198	急傾斜地の崩壊
	井替上沢	10-203-1-020	土 石 流	櫛津第5	I-1-3556	急傾斜地の崩壊
	中伊形谷川	10-203-1-024	土 石 流	櫛津第5-新①	I-1-3556-新①	急傾斜地の崩壊
	妙見町 (2)	10-203-2-003	土 石 流	石田第3	I-1-3612	急傾斜地の崩壊
	上伊形町 (3)	10-203-2-008	土 石 流	上伊形第3	I-1-3616	急傾斜地の崩壊
	井替沢川	10-203-2-009	土 石 流	上伊形第3-新①	I-1-3616-新①	急傾斜地の崩壊
	井替沢之川	10-203-2-010	土 石 流	上伊形第3-新②	I-1-3616-新②	急傾斜地の崩壊
	伊形の谷沢	10-203-2-011	土 石 流	土々呂第4	I-1-3622	急傾斜地の崩壊
	左伊形谷川	10-203-2-012	土 石 流	櫛津第6	I-1-3624	急傾斜地の崩壊
	右伊形谷川	10-203-2-013	土 石 流	櫛津第7	I-1-3640	急傾斜地の崩壊
	右伊形谷川-新①	10-203-2-013-新①	土 石 流	上伊形第4	I-1-3646	急傾斜地の崩壊
	石 田	I-1-1450		土々呂第6	I-2-0239	急傾斜地の崩壊
	土々呂第1	I-1-1454		霧 島 台	I-2-0240	急傾斜地の崩壊
	土々呂第2	I-1-1455		霧島台-新①	I-2-0240-新①	急傾斜地の崩壊
	櫛津第1	I-1-1456		櫛津第10	I-2-0242	急傾斜地の崩壊
	櫛津第2	I-1-1457		櫛津第10-新①	I-2-0242-新①	急傾斜地の崩壊
				櫛津第10-新②	I-2-0242-新②	急傾斜地の崩壊
				櫛津第11	I-2-0243	急傾斜地の崩壊
				妙見第5	I-2-0244	急傾斜地の崩壊

土々呂第 7	I - 2 - 0248	急傾斜地の崩壊
土々呂第 7 -新①	I - 2 - 0248 - 新①	急傾斜地の崩壊
妙見第 6	I - 2 - 0249	急傾斜地の崩壊
妙見第 6 - 新①	I - 2 - 0249 - 新①	急傾斜地の崩壊
妙見第 6 - 新②	I - 2 - 0249 - 新②	急傾斜地の崩壊
楠津第 8	II - 1 - 7366	急傾斜地の崩壊
石田第 5	II - 1 - 7507	急傾斜地の崩壊
石田第 7	II - 1 - 7509	急傾斜地の崩壊
石田第 8	II - 1 - 7510	急傾斜地の崩壊
石田第 9	II - 1 - 7511	急傾斜地の崩壊
西ノ迫	II - 1 - 7514	急傾斜地の崩壊
石田第 13	II - 1 - 7516	急傾斜地の崩壊
石田第13 - 新①	II - 1 - 7516 - 新①	急傾斜地の崩壊
石田第 14	II - 1 - 7517	急傾斜地の崩壊
上伊形第 5	II - 1 - 7520	急傾斜地の崩壊
上伊形第 5 -新①	II - 1 - 7520 - 新①	急傾斜地の崩壊
上伊形第 7	II - 1 - 7522	急傾斜地の崩壊
上伊形第 8	II - 1 - 7523	急傾斜地の崩壊
上伊形第 9	II - 1 - 7524	急傾斜地の崩壊
上伊形第10	II - 1 - 7525	急傾斜地の崩壊
上伊形第11	II - 1 - 7526	急傾斜地の崩壊
上伊形第12	II - 1 - 7527	急傾斜地の崩壊
上伊形第12 -新①	II - 1 - 7527 - 新①	急傾斜地の崩壊
上伊形第13	II - 1 - 7528	急傾斜地の崩壊

土々呂第 8	II - 1 - 7536	急傾斜地の崩壊
土々呂第 9	II - 1 - 7537	急傾斜地の崩壊
土々呂第10	II - 1 - 7538	急傾斜地の崩壊
妙見第 7	II - 1 - 7540	急傾斜地の崩壊
妙見第 8	II - 1 - 7541	急傾斜地の崩壊
楠津第 12	II - 2 - 0412	急傾斜地の崩壊
楠津第12 - 新①	II - 2 - 0412 - 新①	急傾斜地の崩壊
上伊形町 - 1	III - 1 - 9618	急傾斜地の崩壊
土々呂町	III - 1 - 9622	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
日向市	中野谷川	09 - 206 - 1 - 015	土石流	
	新財市谷川 - 新①	09 - 206 - 1 - 017 - 新①	土石流	
	古市が原谷川 2	09 - 206 - 1 - 029	土石流	
	富高谷川 6	09 - 206 - 3 - 022	土石流	
	山口谷川 2	09 - 206 - 3 - 029	土石流	
	中山崎	I - 1 - 1126	急傾斜地の崩壊	
	平尾 ①	I - 1 - 1143	急傾斜地の崩壊	
	岩崎 - 1	I - 1 - 3440	急傾斜地の崩壊	

	本谷⑥-新①	Ⅱ-1-6385-新①	急傾斜地の崩壊		二田里谷川2	03-207-1-010	土 石 流
	本谷⑥-新②	Ⅱ-1-6385-新②	急傾斜地の崩壊		二田里谷川1	03-207-1-011	土 石 流
	新 財 市	Ⅱ-1-6402	急傾斜地の崩壊		八ヶ谷川2	03-207-1-068	土 石 流
	新財市-新①	Ⅱ-1-6402-新①	急傾斜地の崩壊		門前谷川	03-207-1-070	土 石 流
	新財市-新②	Ⅱ-1-6402-新②	急傾斜地の崩壊		黒土田谷川	03-207-2-003	土 石 流
	新財市-新③	Ⅱ-1-6402-新③	急傾斜地の崩壊		岩井田谷川	03-207-2-004	土 石 流
	広 見	Ⅱ-1-6403	急傾斜地の崩壊		雨ノ谷川2	03-207-2-005	土 石 流
	曙 - 2	Ⅱ-1-6434	急傾斜地の崩壊		雨ノ谷川1	03-207-2-006	土 石 流
	岡 - 1	Ⅱ-1-6442	急傾斜地の崩壊		上田口谷川	03-207-2-007	土 石 流
	岡 - 2	Ⅱ-1-6443	急傾斜地の崩壊		下田口谷川2	03-207-2-008	土 石 流
	山口-新①	Ⅲ-1-9590-新①	急傾斜地の崩壊		松頭谷川	03-207-2-010	土 石 流
	山口-新②	Ⅲ-1-9590-新②	急傾斜地の崩壊		上矢取谷川	03-207-2-011	土 石 流
					上田口2	I-1-0442	急傾斜地の崩壊
					岩井田1	I-1-0443	急傾斜地の崩壊
					古 竹	I-1-0454	急傾斜地の崩壊
					笠 祇 1	I-1-0455	急傾斜地の崩壊
					笠 祇 2	I-1-0456	急傾斜地の崩壊
					下田口2	I-1-2066	急傾斜地の崩壊
					下 田 口	I-1-3139	急傾斜地の崩壊
					霧 島 1	I-1-3156	急傾斜地の崩壊
					上田口3	I-1-3157	急傾斜地の崩壊
					上 石 波	I-1-3163	急傾斜地の崩壊
					本西方-1	I-1-3164	急傾斜地の崩壊
					前 畑	I-2-0030	急傾斜地の崩壊
					霧 島	I-2-0033	急傾斜地の崩壊
					城山-1	I-2-0215	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	脇田谷川	03-207-1-003	土 石 流
	笠祇谷川	03-207-1-004	土 石 流
	無門谷川	03-207-1-006	土 石 流
	下田口谷川1	03-207-1-008	土 石 流

下田口 - 1	I - 2 - 0216	急傾斜地の崩壊	ハヶ谷 - 2	II - 1 - 4788	急傾斜地の崩壊
上田口 1	II - 1 - 0441	急傾斜地の崩壊	ハヶ谷 - 3	II - 1 - 4789	急傾斜地の崩壊
岩井田 2	II - 1 - 4635	急傾斜地の崩壊	霧島 - 3	II - 2 - 0332	急傾斜地の崩壊
霧島 - 2	II - 1 - 4727	急傾斜地の崩壊	上大矢取 - 4	II - 2 - 0338	急傾斜地の崩壊
上田口 4	II - 1 - 4728	急傾斜地の崩壊	天神 - 1	III - 1 - 9334	急傾斜地の崩壊
岩井田 - 1	II - 1 - 4730	急傾斜地の崩壊	城山 - 2	III - 1 - 9335	急傾斜地の崩壊
笠 祇 5	II - 1 - 4740	急傾斜地の崩壊			
古 竹 1	II - 1 - 4741	急傾斜地の崩壊			
上大矢取 - 1	II - 1 - 4751	急傾斜地の崩壊			
上大矢取 - 2	II - 1 - 4752	急傾斜地の崩壊			
上大矢取 - 3	II - 1 - 4753	急傾斜地の崩壊			
ハヶ谷 - 1	II - 1 - 4787	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 192号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収又は収納事務	委託先	委託期間
宮崎県有英資金返還金	弁護士法人 一番町綜合法律事務所	平成29年 1 月31日から平成30年 9 月30日まで

訓 令

宮崎県職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成29年 3 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 1 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員倫理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員倫理規程（平成19年訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義等）</p> <p>第 2 条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員であって、知事の事務部に勤務するものをいう。ただし、臨時又は非常勤並びに大学の学長、教員及び部局長（教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 2 条第 1 項から第 3 項までに規定する学長、教員及び部局長をいう。）の職にある者を除く。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>（利害関係者との間における禁止行為）</p> <p>第 5 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第 25号）第 2 条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず</p>	<p>（定義等）</p> <p>第 2 条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（<u>臨時又は非常勤の職にある者を除く。</u>）であって知事の事務部に勤務するものをいう。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>（利害関係者との間における禁止行為）</p> <p>第 5 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（4） [略]</p> <p>（5） 利害関係者から未公開株式（<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第 2 条第16項に規定する金融商品取引所に上場され</u></p>

、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(6)～(9) [略]

2・3 [略]

ておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(6)～(9) [略]

2・3 [略]

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第5号の改正規定は、公表の日から施行する。

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2839号により公告した基本測量(成果不整合地域における基準点改測及び電子基準点現地調査)が平成29年2月24日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成29年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成29年7月2日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成29年9月10日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで
木造建築士試験	平成29年7月23日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成29年10月8日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール 本館	宮崎市旭1丁目3番6号 宮崎県庁7号館
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール 本館	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール 別館

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町2番12号 宮崎建友会館 2階小会議室	平成29年4月20日(木曜日)から 平成29年4月24日(月曜日)までの 午前10時から午後5時まで

4 インターネットによる受験申込

申込サイト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/)	平成29年4月10日(月曜日)午前10時から平成29年4月17日(月曜日)午後4時まで

5 郵送による受験申込

郵送先	受付期間
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部	平成29年4月3日(月曜日)から 平成29年4月17日(月曜日)まで

6 受験手数料

16,900円

7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話0985-26-7195)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は一般社団法人宮崎県建築士会(電話0985-27-3425)まで問い合わせること。

--	--